

令和元年度第1回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	令和元年9月17日(火)		
開催の場所	さいたま商工会議所会館 第2ホール(さいたま市内)		
開閉の日時	開会	9月17日	午後2時
	閉会	9月17日	午後3時30分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度における環境基本計画の進捗状況について</li> <li>・ 鳥獣保護区の期間更新等について</li> </ul> <p>3 閉 会</p>			

## 別紙

### 出席状況

委員数 20人

出席委員 16人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
保倉明子	東京電機大学教授
宮崎あかね	日本女子大学教授
森川多津子	(一財)日本自動車研究所主任研究員
安原正也	立正大学教授
藤川久之	埼玉県弁護士会弁護士
佐野幸子	埼玉県女性薬剤師会薬剤師
小島直子	(公財)埼玉県生態系保護協会普及広報部上席主任
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
萩野頼子	(一社)埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
吉川尚彦	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
田島隆	(一社)埼玉県猟友会会長
深谷顕史	埼玉県議会議員
宮崎善雄	吉見町長
泉和年	公募委員
田上貴	公募委員

欠席委員 4人

藤吉秀昭	(一財)日本環境衛生センター副理事長
横田樹広	東京都市大学准教授
飯塚俊彦	埼玉県議会議員
小久保憲一	埼玉県議会議員

## 第1回 埼玉県環境審議会

令和元年9月17日(火)

午後2時00分 開会

司会(宮原) 皆様、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第1回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日は諸事情により急遽会場を変更し、委員の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでは、審議会に入る前に資料を確認させていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局にお申し出ください。

それでは、資料のほうですが、当日の机上配付資料といたしまして、次第、席次表、第13期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則、埼玉県環境基本計画(概要版)、報告事項1、これは資料9ページの差しかえ分となっております。参考になりますが、事前に配付しております資料は、次第と議事資料の報告事項1、これは(環境基本計画の)冊子のものと、報告事項2、参考資料2-1、2-2となっております。

なお、机上資料として配付しております報告事項1でございますが、こちらは訂正がございましたので配付させていただいております。事前にお送りした資料の9ページ目、16、環境と経済の好循環の創出の施策指標、環境ビジネス関連セミナーの参加企業数ですが、平成30年度の当該目標年度の数値に誤りがございました。もともとお配りしている資料では748社となっておりますが、正しくは856社でした。こちらにつきまして、大変恐縮なんですけど差しかえのほうをお願いいたします。

また、報告事項2につきましては、事前にお送りした資料の3ページ目が欠けておりました。先週12日木曜日に、別途メールやファクスにて追加送付をさせていただいたところですが、念のため机上にも配付いたしましたので御確認ください。大変申しわけございませんでした。

ほかに不足等がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、本日は新たに委員に御就任いただいた方々がいらっしゃいます。新委員を名簿順に私から御紹介させていただきます。

一般社団法人埼玉県商工会議所連合会の萩野頼子様でございます。

萩野委員 よろしく申し上げます。

司会(宮原) 埼玉県生活協同組合連合会の吉川尚彦様でございます。

吉川委員 吉川です。よろしく申し上げます。

司会(宮原) 埼玉県議会議員の深谷顕史様でございます。

深谷委員 深谷でございます。よろしく申し上げます。

司会(宮原) なお、埼玉県議会議員の飯塚俊彦様、小久保憲一様も新たに委員に御就任いただき

ましたが、所用のため本日は欠席となっております。

また、藤吉委員、横田委員におかれましても、所用のため本日は欠席となっております。

それでは、ここで埼玉県環境部長の小池より御挨拶を申し上げます。

小池環境部長 皆様、こんにちは。環境部長の小池でございます。

本日は令和元年度の第1回の環境審議会を開催いたしましたところ、小川会長様を初め委員の皆様方、大変お忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。また、司会からもございましたが、急遽場所の変更等がありまして御面倒をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。

委員の皆様方には、この環境審議会での御指導はもとより、それぞれの立場におきまして本県の環境行政に多大なる御理解、御協力、御指導をいただいております、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

この環境審議会ですけれども、知事の諮問に応じて環境に関する基本的事項を調査、審議していただく諮問機関ということになっておりますが、本日につきましては、諮問事項はございません。報告事項が2件、平成30年度における環境基本計画の進捗状況と鳥獣保護区の期間の更新について御報告させていただきたいと思っております。委員の皆様方にはどうか忌憚のない御意見を賜ればと存じます。

会場の変更もあったんですけれども、新聞報道等にごさいましたとおり、今、県のほうで県内の養豚場で豚コレラの第2件目が発生したということで、今日午前中も対策本部等開催されたところです。まだちょっと動きが見えないところでもありますし、環境部としても野生のイノシシ対策等でちょっと対策に今追われているところで、大変申し訳ございません、私途中で中座させていただきますし、また、報告の順番もしくは説明者の交代等ありますが、御容赦いただきたいと思います。

本日が実りある会議になりますことを期待しております。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

司会（宮原） ありがとうございます。

続きまして、県の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいま御挨拶申し上げました環境部長の小池でございます。

小池環境部長 よろしく願いいたします。

司会（宮原） 環境部副部長の安藤でございます。

安藤環境部副部長 よろしくお願ひします。

司会（宮原） 同じく副部長の田中でございます。

田中環境部副部長 よろしく願いいたします。

司会（宮原） 環境政策課長の佐藤でございます。

佐藤環境政策課長 よろしく願いいたします。

司会（宮原） 温暖化対策課長の松井でございます。

松井温暖化対策課長 よろしく願いいたします。

司会（宮原） エネルギー環境課長の石塚でございます。

石塚エネルギー環境課長 よろしく願いいたします。

司会（宮原） 大気環境課長の堀口でございます。

堀口大気環境課長 どうぞよろしくお願いいたします。

司会（宮原） 水環境課長の酒井でございます。

酒井水環境課長 よろしくよろしくお願いいたします。

司会（宮原） 産業廃棄物指導課長の山井でございます。

山井産業廃棄物指導課長 よろしくよろしくお願いいたします。

司会（宮原） 資源循環推進課長の河原塚でございます。

河原塚資源循環推進課長 よろしくよろしくお願いいたします。

司会（宮原） みどり自然課長の島田でございます。

島田みどり自然課長 よろしくよろしくお願いいたします。

司会（宮原） 次に、関係課所職員といたしまして、環境科学国際センター研究企画室長の嶋田でございます。

嶋田環境科学国際センター研究企画室長 よろしくよろしくお願いいたします。

司会（宮原） 農林部森づくり課主幹の吉田でございます。

吉田農林部森づくり課主幹 よろしくお願ひします。

司会（宮原） なお、先ほど部長のお話にもございましたが、事情によりこれをもちまして環境部長は退席させていただきますが、御了承ください。よろしくお願いいたします。

小池環境部長 申し訳ありません。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（宮原） 本日の会議は、全委員数20人のところ、16人の委員の皆様にご出席いただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

ここで、次第について議事報告事項の順番の変更をお知らせします。

当初、平成30年度における環境基本計画の進捗状況についてと2番の鳥獣保護区の期間更新等についての審議をする順番が、基本計画、鳥獣保護区という順番になっていたのですが、本日事情により2番のほうを先に、鳥獣保護区の関係を先に報告させていただきます。また、鳥獣保護区の期間更新等について報告終了時点で、みどり自然課長の島田も退席させていただきますので、誠に申し訳ございませんが、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。以降の進行を小川会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小川会長 それでは、議事を進行させていただきたいと思ひます。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても公開することに問題はないと思ひますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川会長 それでは、会議の公開を認めます。

本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 本日、傍聴者はいらっしゃいません。

小川会長 はい、わかりました。

それでは、先に進めさせていただきます。

次に、議事録署名委員指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

藤川委員と吉川委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして3の議事に入りますが、本日は報告事項が2件でございます。

先ほど御説明にありましたように、まず、2番目の報告事項の鳥獣保護区の期間更新等についてでございます。

それでは、県のほうから御説明をお願いいたします。

島田みどり自然課長 みどり自然課長の島田でございます。よろしくをお願いいたします。

報告事項2、鳥獣保護区の期間更新等についての御説明をさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

お手元の報告事項2の1ページを御覧ください。

ここにお示ししましたのは、今回期間更新を行う鳥獣保護区の一覧でございます。この4か所の鳥獣保護区は、令和元年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新して令和11年までの10年間を引き続き鳥獣保護区とするものでございます。

恐れ入りますが、参考資料2-1を御覧ください。

1の(1)にございますとおり、鳥獣保護区というのは、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。指定された区域内での鳥獣の捕獲は、研究目的や有害鳥獣捕獲などを行う場合を除いて禁止されます。

その下の1ページ下段の(2)にございますとおり、埼玉県知事が指定している鳥獣保護区は現在64か所、約3万ヘクタールとなっております。参考の欄にございますとおり、7つの区分がございます。の身近な鳥獣生息地が38か所で一番多くなっております。

1枚めくっていただきまして、2ページの一番上を御覧ください。

(3)鳥獣保護区の存続期間と期間更新でございます。

法令上は、20年以内の期間を定めて更新できることとされておりますが、埼玉県では社会情勢の変化に対応するため、存続期間を原則として10年とし、10年ごとに更新を行っております。

続きまして、特定猟具使用禁止区域(銃)についてでございます。

恐れ入りますが、報告事項2の資料に戻りまして2ページを御覧ください。

今回、存続期限を迎える特定猟具使用禁止区域(銃)の一覧を記載しております。こちらにありますのは、13か所の特定猟具使用禁止区域が掲載しておりますが、全て令和元年10月31日に期間満了を迎えます。平成28年に実施した期間更新までは、鳥獣保護区と同様に10年に区切って更新しておりました。しかし、当区域は住宅密集地や危険回避の必要がある地域を指定しているものであり、今後解除される可能性は極めて低いこと、また、法令上期限の定めがないことから、平成29年度以降は更新期間を無期限としているものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページを御覧ください。追加の資料になっているかもしれません

が、3ページでございます。

今回、区域変更を行う特定猟具使用禁止区域（銃）を記載しております。今回拡大する区域につきましては、区域内に大学や病院など人が多く集まる施設があり、地域の安全や銃による事故を未然に防ぐため、区域を拡大するものでございます。このたび、地域住民からの要望に基づき地元であります行田市から要望書が提出され、新たに444.8ヘクタールが特定猟具使用禁止区域（銃）に組み込まれます。

恐れ入りますが、参考資料2 - 1の2ページを御覧ください。

2の（1）にございますとおり、特定猟具使用禁止区域というのは、危険の予防あるいは静穏の保持のため、狩猟を行う場合、文字どおり特定の猟具に限って使用が禁止される区域のことでございます。埼玉県内では銃についてのみ使用する区域を指定しております。そのため、お手元の資料などでは特定猟具使用禁止区域（銃）という表記をしております。

（2）県内の特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況を御覧ください。

県内でのこの区域の指定状況は、現在126か所、約20万8,000ヘクタールとなっております。

以上、御説明いたしました報告事項2 - 1、鳥獣保護区の（1）期間更新及び2、特定猟具使用禁止区域（銃）の（1）期間更新につきましては、地元市町や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。また、2、特定猟具使用禁止区域（銃）の（2）区域変更は地元市の要望に基づいて行うものでございまして、これにつきましても、地域住民や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。

以上のとおり、期間更新や区域変更を行うことといたしましたので、御報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小川会長 どうもありがとうございました。

それでは、報告事項2の鳥獣保護区の期間更新等について御説明がございましたが、これから御意見あるいは御質問をお願いしたいと思います。それから、県におかれましては委員各位からの御質問などについて、課長だけでなく、適宜担当の方からお答えいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、御意見あるいは御質問のある方、いかがでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

小川会長 ほかには、よろしいですか。

それでは、御質問や御意見はないようですので、この件については以上とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

小川会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項1の平成30年度における環境基本計画の進捗状況についてでございます。

この件につきまして、県のほうからまず御説明をお願いしたいと思います。

佐藤環境政策課長 環境政策課長の佐藤でございます。

私のほうから、全体を取りまとめまして報告事項1の平成30年度における環境基本計画の進捗状況について御説明をさせていただきたいと存じます。

恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

初めに、環境基本計画の概要につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

埼玉県環境基本計画（概要版）、こちらのカラーのパンフレットでございますけれども、こちらをまず御覧いただきたいと存じます。

めくっていただいて1ページ目の下段、埼玉県環境基本計画の概要を御覧ください。

環境基本計画は、埼玉県環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものでございます。県計画である第4次環境基本計画は、平成24年7月に策定をいたしまして、計画期間は平成33年度までの10年間としました。社会経済や環境の状況変化に対応するため、平成27年度からの2か年で計画期間の後半5年間の施策を見直しました。

次に、2ページを御覧ください。

本計画では、安心・安全が確保されることを前提とし、低炭素、循環型、自然共生、この各分野で県民の皆様方や各種団体、企業や行政などの各主体が共同して取り組み、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会、こういった社会を目指すこととし、そのための取組を整理しております。

1枚めくっていただきまして、3ページ、4ページを御覧ください。

左側の3ページでは、この計画で目指す社会、これを実現するために掲げた長期的な5つの目標を記載しております。右側の4ページでは、それぞれの目標を達成するための20の施策展開の方向、これを整理してございます。具体的には、長期的な目標につきましては、1、新たなエネルギーが普及した自立・分散型の低炭素社会づくり、2、限りある資源を大切にする循環型社会づくり、3、恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりなどがございます。これら5つの長期的な目標ごとに様々な施策の方向性を、1番の新たなエネルギー社会の構築から20番の環境科学・技術の振興と国際協力の推進までを体系的に整理させていただいた計画でございます。

5ページ以降につきましては、それぞれの長期的な目標ごとに見開きでそれぞれ現況と課題を左側のページに、施策展開の方向と主な施策指標を右側のページに整理をしています。施策指標はそれぞれの取組を行うに当たり、成果がどの程度上がっているのかを評価するための指標でございます。それらをそれぞれの長期的な目標ごとに整理しております。5、6ページが項目1の自立・分散型の低炭素社会づくり、1枚めくっていただきますと、7、8ページが循環型社会づくり、以降、自然共生社会づくり、環境保全型社会づくり、協働社会づくりと順次整理しております。

簡単でございますけれども、環境基本計画の概要の説明は以上でございます。

続きまして、平成30年度における環境基本計画の進捗状況について、施策指標により進捗状況を御報告させていただきます。

お手元の資料、報告事項1を御覧ください。

まず、埼玉県環境基本計画に策定した34の施策指標について、順調に推移している指標を○、計画改定時より改善している指標を△、計画改定時より改善していない指標を×とさせていただいてお

ります。また、これらの施策指標の達成状況をもとに、基本計画に設定した20の施策展開の方向ごとの進捗状況についても評価をいたしました。施策展開の方向ごとに、順調に推移している施策はA、計画改定時より改善している施策はB、計画改定時より改善していない施策はCとさせていただきます。

まず、施策指標の進捗状況でございます。

平成30年度の実績では、34の施策指標のうち、順調に推移している指標は22（64.7%）、計画改定時より改善している指標は9（26.5%）、計画改定時より改善していない指標は3（8.8%）となりました。

次に、施策展開の方向ごとの評価でございます。

20の施策展開の方向のうち、順調に推移している施策は12（60%）、計画改定時より改善している施策は7（35%）、計画改定時より改善していない施策は1（5%）となりました。

ここで、計画改定時より改善していない施策指標が3点ございましたので、これらの状況につきまして概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の3ページを御覧ください。

一番下のところですが、6、水環境の健全化と地盤環境の保全に係る指標のうち、5年間の累積沈下量が4センチメートル未満の地盤観測基準点の割合（平成23年度を除く）の指標でございます。この指標は、計画改定時の27年度に99.8%だった5年間の累積沈下量が4センチメートル未満の地盤観測基準点の割合を、計画最終年度の平成33年度までに100%にすることを目標とするものでございます。

平成30年度につきましては、対象となりました574地点中、加須市の2地点、幸手市の1地点の計3地点で目標値を超えました。平成30年は、例年に比べまして降水量が3割程度少なく、沈下量に影響したものと思われます。地盤沈下の大きな原因は、過剰な地下水の採取でございますので、引き続き埼玉県生活環境保全条例に基づき、地下水採取の規制を継続してまいります。

続きまして、4ページを御覧ください。

4ページの7、川の保全と再生に係る指標のうち、アユが棲める水質の河川の割合と全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）の2つの指標でございます。この2指標は、12番の公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止、こちらの指標にもなっております。アユが棲める水質の河川の割合は、BODが3ミリグラムパーリットル以下の河川の割合を、計画改定時の平成27年度の89%から平成33年度までに93%とすることを目標とした指標でございます。

次の全国水質ワースト5河川は、全国水質ワースト5河川に計画改定時の平成27年度は綾瀬川と中川が入ってございましたが、それを平成33年度までに該当なしとすることを目標とした指標でございます。1級河川のBODの測定結果につきましては、毎年国土交通省が公表しており、そのデータをもとに全国水質ワーストランキングを埼玉県が独自に集計しています。

昨今、河川の水質は改善傾向にあります。BOD3ミリグラムパーリットルを上回る地点があるのは、県南部の生活排水が主たる水源となる河川が中心ですが、BODは年々改善してきており、超過の度合いは小さくなってきています。また、綾瀬川、中川はともに主要な水源がないため、冬季には

かんがい用水がなくなり、水質が悪化する傾向にあります。

ワースト5河川の水質は大きく改善してきており、わずかな水質の変化が順位に影響を及ぼすようになってきました。こちらの表の状況の欄にも記載させていただいたところですが、綾瀬川のBODは平成22年度の3.7から平成30年度は2.8に、中川につきましても、3.1から2.5にそれぞれ改善しております。水質自体は全体として着実に改善をしてきておりますので、今後も工場、事業場に対する規制のほか、合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策をさらに進め、着実かつ安定的に目標値を達成できるよう取り組んでまいります。

環境基本計画の進捗状況については、以上でございます。今後も目標達成に向けて努力をしてまいります。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日の環境審議会に御報告させていただいておりますが、この後、例年県議会におきましては、12月定例県議会に年次報告書として提出、報告をさせていただいております。また、その後、県のホームページにも掲載をさせていただき、県民の方への周知を図らせていただいているところでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

小川会長 どうもありがとうございます。

それでは、報告事項の1、平成30年度における環境基本計画の進捗状況について、特に計画改定時より改善していない施策指標の部分を詳しく御説明いただいたと思いますけれども、ただいま御説明いただきました内容に関しまして、御意見あるいは御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、小島委員。

小島委員 御説明ありがとうございました。

今回、進捗の説明ということは重々承知しているんですけども、生物多様性に富んだ自然共生社会づくりということで、川も今見て指標がアユの棲める水質ですとか、水質を中心とした評価になっていますので、もうちょっと指標として、川が蛇行しているかどうかですとか、ヨシ原があるかとか、河畔林の状況ですとか、そういったことを含めて川が生物多様性に富んだ川かどうかという、そういう判断基準もあるといいのかなと思いました。もし今後、こういった指標に改定の際に加えていけるなら、検討していくのはどうかなと思いました。

以上です。

小川会長 それでは、ただいまの御意見につきまして、もし環境部のほうからコメントがあればお願いしたいと思います。いかがですか。

星みどり自然課副課長 ただいま貴重な御意見をいただきましたので、次の改定についてはその辺を踏まえた形でできるかどうか、検討をしてみたいと思います。

小島委員 ありがとうございます。

小川会長 じゃ、よろしいですか。

それでは、安原委員、お願いいたします。

安原委員 教えていただきたいんですけども、6番目の水環境の健全化と地盤環境の保全のとこ

るで、5年間の累積沈下量が4センチ未満ということで、その年が降水量が少なかったということなのですが、これは結局、今の進行している地盤沈下というのは、農業用水が降水量が少なかったから農業用の井戸でくみ上げたことに原因があるのでしょうか。その原因として考えられているものがあれば教えていただきたいです。

酒井水環境課長 地盤沈下の中では、やはり地下水の利用というのが非常に大きなもので、水道用水が圧倒的に使用量が多いです。農業用水については、かんがいというので田んぼの水が河川から来るんですけども、それ以外に最近は園芸作物を作っている農家さんとか、以前に比べると農業用水の使用も若干多くなっているという状況がございます。最大の原因は、やはり水道用水があるものですから、そちらのほうが濁水になってもなるべく揚げないようにしていただくようお願いをしているところです。

小川会長 よろしいですか。

安原委員 はい。ただ、このところで私も少しお聞きしたいと思ったんですけども、この出てくる最新の値が99.5という数字で、それで目標値が99.8で平成30年度で100の目標にたどり着きたいというような形で出ているんですけども、この99.5とか99.8とか100という間にはそんなに極端な差があるわけではないので、どれくらいの事態が起これると、どう深刻だというふうに考えたらいいのかというあたりが必ずしもはっきりしていないので、その辺はどういうふうに見たらよろしいんですか。

酒井水環境課長 国のほうの生活環境保全上、影響があると見ているのが1年間に2センチ以上ということを示しております。埼玉県でも過去に非常に沈下が大きかったんですけども、最近はだんだんおさまってきました、通算で5年間で4センチで評価したらどうかという意見がありまして、年間で言うと8ミリ程度なんですけれども、1センチを切るぐらいの沈下の累積が続いてくるとこのくらいになるといって、99.8というのは570地点ぐらいのうちの1地点ぐらを超えるとその数値なんですけど、それをゼロにしていこうという目標を立てて取り組んでおります。ただ、実際これは何ミリの話になってくるので、非常に現在、平成30年ですと3地点がアウトだったんですけども、これから5年の累積ですので、29年から33年度までの間のところになりますので、これから頑張ればどうにか達成できるかどうか、地下水のくみ上げを含めて取り組んでいきたいというふう考えております。

安原委員 ただ、降水量が多いとか少ないとか、そういう自然環境の変化によって、降水量が少ない場合は、どうしても地下水をくみ上げざるを得ないという事態も起こり得ると思うんですけども、そういった観点で考えたときにはフィージブルな目標の設定の仕方になっているのかどうかというところが少しクエスチョンが出るんですけども、その辺はどんなふう考えればよろしいんでしょうか。

酒井水環境課長 地盤沈下の場合には、飲料水をくんでいるのは地下100メートルぐらいのところからくんでいますけれども、そのあたりまでの沈下の場合と、日照りとかあとは降水量が少ない、表層の部分の地盤の伸縮等もあります。何ミリ単位になってきますと、かなり自然環境にも影響されてくるので、その辺の評価というのは、この5年間に4センチという中では自然の影響というのは非常に大きいというふう考えています。

安原委員 はい、わかりました。

小川会長 じゃ、よろしいでしょうかね、この件に関しては、ほかにいかがでございますか。

それでは深谷委員。

深谷委員 深谷でございます。御説明ありがとうございます。

この4ページの川の部分で、生活排水処理率の部分で、これは浄化槽法が改正された関係で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図っているという、その部分の効果はあるかと思うんですけども、同時に管理の向上をどういうふうにしていくのかということが大事だというふうに認識しているんです。

先日も水環境課長に、浄化槽法の7条は設置するときに受けるものですから、高い受検率なんですけれども、その後は11条検査を受けているのが平成30年度で17.8%という、かなり埼玉県としては低い率になっておりまして、その辺の状況を受けてこの管理の向上をしていくための施策というか、その未受検者に対してどういうふうに指導していくのかとか、今各市町村からもいろいろ私もお声を伺うんですけども、これだけ低いと、小さい10人槽ぐらいただと5,000円とかかかるわけですけども、受け損というか、やっている人が何か損するみたいな、そういうような状況に今なっておりまして、そうした管理の向上というのも例えば今、維持管理一括契約制度というようなものも普及しておりますけれども、こうした施策も含めてどのように今後検討して、この辺の管理の向上という部分についてお考えなのか、ちょっと確認をできればと思います。

酒井水環境課長 一括契約制度で、今現在も11条検査については、全国でも低い状況が続いておるところでございます。やはり、まず1つは、設置したときに検査をするということで継続性が生まれてきますので、その取組をさらに強化したいと。それに続きまして、あと保守点検業者さんであるとか清掃業者さん、そういったところの業界団体の協力を得まして保守点検、そして最後に法定検査を受けてくれとか、そういったお願いもしております。

さらに環境管理事務所のほうでも、11人以上の浄化槽を持っているような大きなところには直接お手紙を出すとか、行政指導にお伺いしてお願いをするとか、そういった直接的に行くというふうなものもしております。さまざまな取組を加えまして、より一層、検査率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

小川会長 よろしいですか。

深谷委員 はい。

小川会長 今のところで少し、私のほうも関連してお聞きしたいと思うんですが、1つは今の生活排水処理率というのが92.2ということで、平成30年度で目標としていたものには少し足りなかったという状態だったということだと思っておりますけれども、ただ、その後の平成33年の目標値が96.4という大分高い数字のところを設定されているということを考えると、最終的にその33年度でこれをどうやって実現をするのかというところの、少し具体的な方策が重要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、多分今の御質問と少し関係していると思っておりますけれども、具体的にはどんな方策を施して、ある程度めどを立てようとしておられるのでしょうか。

酒井水環境課長 現状のままでいくと、33年度の目標は非常に厳しい状況です。そういった中で、補助金というのが浄化槽の転換に向けては非常に大きなインセンティブになるというふうに考えておりました。特にこれから市町村整備型の浄化槽、今まで個人の方が浄化槽をお持ちだったんですが、それを、この間法改正もありましたが、それが法定浄化槽という言い方によって変わっております。一方で、公共下水道という、皆さんお使いのところもあると思うんですが、浄化槽も公共で整備をして利用していただくと、そういうふうな法律も改正なども進んできましたので、県内まだ12市町村しか市町村整備型の浄化槽というのは導入していないんですが、これからは人口の多いところ、単独浄化槽の多い市町村に向けてそういった働きかけをしていきたいというふうに思っています。

特に市町村整備型の浄化槽というのは、市の計画によって計画的に進んでいると。個人でやる場合にはなかなかお金がないとか、そういった状況で進まないんですけれども、自治体が関与することによって計画的に整備されていくこともありますので、その辺に力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

小川会長 わかりました。

それから、その上にあるアユが棲める水質の河川の割合が、平成27年の89から平成30年は残念ながら88に下がってしまっているということなんですけれども、これは下がったという部分に関しては、何か特殊な事情があって平成30年は残念ながらこういう数字だったというようなことなのかどうか、その辺を少し確認したいと思ったんですが。

酒井水環境課長 河川の水質は、降水量にもかなり影響される部分もあります。また、生活排水処理率の低いところというのは、恒常的にBOD値が高い状況にありますので、これは合併浄化槽への転換とか、そういったものが進む中で現状3を超えているところについては、何とせよ3を切るように努力していきたいというふうに考えております。

小川会長 はい、わかりました。

ほかの皆さんからいかがでしょうか。

宮崎委員、どうぞ。

宮崎(あ)委員 すみません。9番の森林の整備と保全のところについてちょっとお伺いしたいんですけれども、ここの指標の達成状況が4つありまして、バツがついたものはないんですけれども、全体的に三角が多いというのがちょっと気になります。それで、何を頑張ればいいのかというふうにちょっと見て見たところなんですけれども、まず、1番目の森林の整備面積ということなんですけれども、何をすれば森林が整備された面積というふうに算定されるのかというのが、ちょっとこの基本計画を見てもよくわからなかったもので、そこを教えてくださいというのが1つと、それから、4番目の作業道の延長というところ、これは何が障害になっているのかという2点について教えてください。お願いします。

吉田農林部森づくり課主幹 農林部森づくり課の吉田と申します。よろしくお願いたします。

森林整備面積のほうですけれども、基本的にはまず植栽から始まりまして、下草刈り、下刈りと言っているんですけれども、それから除伐、間伐とか枝打ち作業という森林を育成するための基本的な作業、こちらのほうを計上しております。また、最近では鹿とかの害による獣害等も発生しております

ので、この辺の対策の面積も含まれております。こちらのほうに対しましては、やはり費用というものがかかりますので、その辺を講じるなり、また彩の国みどりの基金とか使いまして、なるべく目標数値を達成するように取り組んでいるところでございます。

それから、作業道の延長ですけれども、こちらのほうは累積数字になっておりまして、今616キロということで91%の達成率ということになっていまして、支障といたしましては、まず作業道ですけれども、森林所有者の同意とか必要ということで、森林は非常に零細規模化しておりまして、かかわる事業者の数も非常に多くなっておりますので、1人ずつ同意を取りつけるというところも一つのネックがあるのかなというところがございます。

それから、作業道を開設するための技術者というものも必要となってきたりまして、やはり山中に道を通すということですのでそれなりの技術力も必要ですけれども、こちらのほうの技術者も今後とも育成しながら、目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

宮崎(あ)委員 どうもありがとうございました。

この作業道についてはわかったんですけれども、森林の整備面積というところは管理をいかにするかということですよ。ちょっとわかっていないかもしれないんですけども、19番の環境を守り育てる社会づくりのために、誰かがボランティアでそういう活動に参加することでまた何か学習するみたいな、そういうメカニズムが動かせないのかなというふうにちょっと思いました。

吉田農林部森づくり課主幹 森林ボランティアにつきましては、やはり社会全体で森林を守り育てる意識の醸成が必要だと考えておりますので、最近、都市部の方々に山に行ってそういった作業をされたいという方も多くて、それから企業の方も社会貢献という形で参加を希望されている方も多いので、今後ともそういったPRとかに努めてまいりたいというふうに思っております。

小川会長 よろしいですか。

ただ、今のところでも少し御質問したいと思っていたんですが、森林の整備面積に関しては、必ずしも前の時点では目標として設定されていなくて、平成30年である意味で初めて数字が見えるような状態になっているわけですけれども、この数字がそういった意味では前と比べたときに増える、一定の増え方をしているということを示す数字になっているのかどうかというところを、少し確認したい。というのは、平成33年でさらに大分高いところに目標が設定されているので、そこへある意味でたどり着くめどが立つのかどうかというところとつながってくる議論になると思いますけれども、いかがでしょうか。

吉田農林部森づくり課主幹 こちらの森林整備面積ですけれども、年間2,500ヘクタールの森林整備をするということで目標を立てておりまして、こちらのほうは累積の面積等によることになっております。28年度は基準年ということで、基本的にはゼロから始まりまして29年度が2,258ヘクタール、30年度が2,229ヘクタールということで、おおむね9割程度の森林整備を進めているところでございます。今後とも、2,500ヘクタールという年間の目標に向かって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

小川会長 そうすると、2年間の実績としてはある程度の増やし方ができているので、もう一頑張

り、さらに工夫をして増やすという方向を考えれば、一応目標は目指していける内容のものであると  
というような位置づけになっているということによろしいですか。

吉田農林部森づくり課主幹 はい、そういうことで考えていただければというふうに思います。

小川会長 ほかにはいかがですか。

それでは、森川委員。

森川委員 ちょっと専門ではないんですけども、教えていただきたいと思ひまして、一般廃棄物の  
1日当たりの最終処分量ですが、最新値が37という値が出ていて、非常にこれ大きく下がったとい  
うことで大変いいことだと思うんですけども、ちょっと下がり方が余りにも大きいような気にもな  
っておりまして、理由というか、どんなに皆さん頑張ったのかというか、そのあたりをちょっと教え  
ていただけますか。

河原塚資源循環推進課長 資源循環推進課長です。

これ、実は平成28年度に既に39という形で急激に下がっております。そして昨年度、29年に37とい  
うふうになっておりますけれども、その理由としましては、ちょうど27、28年度で県内で大規模な一  
般廃棄物の処理施設が2か所、さいたま市と草加市のほうででき上がりました。そちらの一般廃棄物  
処理施設の焼却施設のほうが、普通は焼却残渣が出て、それは最終処分のほうに回るわけですけれど  
も、その焼却残渣を高温で溶融してスラグ化しましてコンクリートに利用するという、いわゆるリサ  
イクルということで、最終処分量に回らなくなったということで、この2か所の一般廃棄物処理施設  
ができたことによって、急激に下がったということが大きな理由でございます。

森川委員 わかりました。ありがとうございます。

小川会長 よろしいでしょうか。

ほかには。

はい、永島委員。

永島委員 一番最初のほうにある地球温暖化とか、それからヒートアイランドの関係をお話を伺っ  
て、何というんですか、埼玉だけの問題じゃないと思うんですけども、非常に農作物もここ何年か  
高温障害というんですか、そういうのでやられちゃって高温対策のものを、今日もどこの新聞に書  
いてありましたけれども、そういう今対応を図ってはいるんですけども、県の施策の中でいろいろ  
こう温暖化対策で県全体の温室効果ガスを減らすとか、次世代自動車、この次世代というのはハイブ  
リッドのことなんですかね、よくわからないですけども、そういった何か普及すると支援がある  
かという、どういった支援なのかと思いますけれども、まず、県全体の温室効果ガスを減らしてい  
くための施策の中で、県とするとどういうところに一番重点を置いているのか、どこをやれば実際効果  
があるのかというのをちょっと、もしあったら教えていただければと思います。

以上です。

松井温暖化対策課長 温暖化対策課長です。御質問ありがとうございます

温暖化対策につきましては、やはり排出量が多い分です、そういったところについて排出を削減  
していただくような取組というのが非常に大切かなというふうに考えております。具体的には、産業  
部門というのがございます。主に製造業ですね、そういったところからの排出が県全体の3割有余を

占めておりまして、そういったところに対して、例えば大量にエネルギーを使用しているような事業所に対しましては、県が目標を定めさせていただきまして、事業者の方に御協力をいただいて目標を定める形でCO<sub>2</sub>の総量削減に努めております。そういった産業部門への働きかけでございます。

あと、家庭部門につきましては、2005年の温暖化対策の実行計画の基準年でしたが、一旦増加傾向だったんですけれども、2011年の東日本大震災、そういったことを契機にいたしまして、家庭などの省エネ意識が高まったということがございまして、少しずつ省エネ意識も浸透しながら家庭部門の省エネも進んでいるというところがございますが、消費というのはいろいろなものを買ったり、または買うことによってその企業の行動を変えていける可能性があるということで、そういった家庭部門への省エネの必要性だとか、省エネの推進などにも努めておりまして、家庭部門で申し上げますと、エネルギー消費の大体3割ぐらいを電気の関係で消費をしているということがございますので、例えば照明をLEDに変えていただくとか、そういったこと。後は買い物に行くときに自分でマイバッグを持って買い物に行っていて、できるだけレジ袋の使用を控えていただくとか、そういったことを普及をしながら具体的な行動に結びつけていただくような、そういうことを重点的に今実施をしております。

小川会長 今の関連でよろしいですか。

永島委員 購入者の支援って何をしていますか。

堀口大気環境課長 大気環境課です。よろしくお願いたします。

次世代自動車なんですけれども、私どものほうで定義をさせていただいておりますのが、委員のほうでおっしゃっていただきましたハイブリッド車、それに加えまして電気自動車、燃料電池自動車、あとプラグインハイブリッド自動車、そのようなものが入っております、それらの登録台数のほうは、県全体の登録台数に対しての普及割合を今回、こちらのほうの資料で示させていただいております。支援のほうなんですけれども、以前、県のほうではハイブリッド自動車を含めまして支援等をさせていただいておりますが、今現在ハイブリッド車のほうについては、ある程度普及のほうが進んできているという状況でございますので、県のほうでの支援は特にございません。幾つか市町村さんのほうが支援をさせていただいているということは伺っております。

それ以外の電気自動車等につきましては、県ではないんですけれども、一般社団法人の次世代自動車振興センターというところがございまして、こちらのほうでそれぞれ支援のほうがあるというようなことでお伺いしております。あとは、それ以外に税制的な優遇措置とか、これも国のほうになりますけれども、そのようなものがあるということで把握をしているところでございます。

小川会長 よろしいですか。

そういう意味では、例えば電気自動車なんかは充電設備の整備みたいなものも重要な位置づけを持つと思うんですけれども、その辺に対して何か県として支援されているようなことはあるんでしょうか。

堀口大気環境課長 充電設備のほうの支援でございますけれども、同じく県のほうでは今支援のほうはないです。同じように、先ほど説明をさせていただいたところの一般社団法人次世代自動車振興センター、こちらのほうであります。あと、1点ちょっと修正ですけれども、先ほどの車のところで

プラグインハイブリッド、こちらのほうも次世代自動車振興センターのほうで支援のほうを行っております。

小川会長 はい、わかりました。

よろしいでしょうかね。

じゃ、先にそちら、保倉委員ですか、お願いしたいと思います。

保倉委員 保倉です。最近台風がありまして、千葉のほうに行きますとかなりの大木が倒れていて、それによって電気が届かないという状況になって大変なことになっています。先ほども森林の整備の話がありましたが、台風そのものは天災で仕方がないと思うんですけども、やはり何かあったときにライフラインがきちんと届くような環境整備が必要だと思います。さっきの水に関連しても、水質も大事だとは思いますが、何かあったときには水の問題が大事だと思います。そういったところの減災というんですか、そういった観点はどうでしょうか。先ほどちょっと電気の話も出ましたが、スマートグリッドシティについて埼玉県のほうで進めているとは思いますが、そういったまちづくりに関しての今後の評価など、直接ここには出てきてはいないのですが、そのあたり県としての計画やお考えはいかがでしょうか。

石塚エネルギー環境課長 エネルギー環境課です。

直接的なお答えになるかどうかわかりませんが、私どもはいわゆる環境という視点から再生可能エネルギーの導入というのを進めておりまして、中でも太陽光発電というのは埼玉県は適地でありますので、特に住宅用太陽光発電については全国に普及率を今誇っております。今のような特に災害時ということについては、なかなか千葉県の方では災害の大きさの報道ばかりなんですけれども、実は、かなり太陽光発電がスマートフォン等の充電とかで役立っているのが一部のニュースでは言われていて、やはり私どもは基本的には地球温暖化のために再生可能エネルギーをというふうにやっておりますけれども、こういうライフライン途絶のときにも当然有効ということは考えておりますので、今後そういうことの視点も含めて進めていきたいというふうに考えております。

保倉委員 ありがとうございます。

小川会長 よろしいですか。

それでは、宮崎委員。

宮崎(善)委員 すみません、今台風15号の話も出ましたが、森林の整備と保全というところ、これは非常に難しい部分がありまして、例えば今回の千葉県の方、先ほどもお話が出ましたが、直接電線が切れて停電になったという事例よりも、倒木をしてその影響が大きかったと思うんですね。当然、山林ですとか、皆さん土地をお持ちの方が今後どういうふうにかこの賠償というのが出てくるのかなというふうに思うんです。各自治体でも雑木で近隣住民の方とのトラブルというのは実は多くて、行政に相談は来てもなかなか、道路交通に妨害があればそれは道路管理者として撤去はできますけれども、なかなか手だてができない。そういった部分もひとつ今後、どのように対策を練っていくべきなのかということ。

それと、今太陽光の話が出ましたが、先日、日高市で条例が制定されたということがニュースになりましたけれども、実は森林、先ほど言った雑木の管理ができないがために地権者が土地を手

放して、その山林が太陽光がどんどん増えてきている。そういった部分で、環境が今度は破壊されるということで住民とのトラブルというのがあるんですね。今なかなか条例も、日本全国を見ると幾つか条例はあるんですけども、例えば景観協定に絡んでの条例ですとか、なかなか簡単に条例って作れるものではないというふうに思うんですけども、ガイドラインだけではなかなか守っていけない部分もあるんです。

ですから、森林の整備と保全と、また自然エネルギーを推進していくという、この難しさというのがあるんですけども、直接各自治体では住民トラブルというのは雑木でも、要は森林の管理でもトラブルはありますし、太陽光の乱開発でも出てくるということがあるんですけども、そういった点をどのように考えていったらいいのかということ。なかなか難しいんですけども、何か考えがあればお聞きしたいなと思いました。

吉田農林部森づくり課主幹 それでは、まず森林の関係ですけれども、地域住民に近いところの例えば雑木林とか平地林とか、そういったところについては、やはり相続とかの問題でなかなか山のほうに関心のいかない所有者の方も多いいのは確かに事実でございます。そこで県では、みどりの基金を活用して里山・平地林という形で身近な緑、雑木林をきれいにするという事業を進めております。そうしたところがきれいになっていけば、順次、うちのほうもきれいにしてくれるかなと、そういった波及効果も多く考えられると思いますので、引き続きこうした身近な緑、雑木林とかそうした平地林につきましても、順次整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

また今後、森林環境譲与税が今年度から各市町村に配布されると思われまので、各市町村にはそういった身近な緑、平地林の、特に都市部の市町村にそういった整備を働きかけていきたいというふうに考えております。

森林整備については以上でございます。

小川会長 よろしいですか。

石塚エネルギー環境課長 引き続き、太陽光の関係です。

小川会長 はい、どうぞ。

石塚エネルギー環境課長 今、委員おっしゃいますように日高市の条例の話が出ましたけれども、特に山間部において、森林の乱開発による太陽光の施設については問題が起きているところがございます。これは御案内のとおり、国がFIT法という法律で再生可能エネルギーを普及させようということで、あれは誘引材料がどうしてもお金で買い取るという、かなり高いお金で太陽光なんか20年間買い取っていただけるとい、お金が非常に誘引材料になっていると。そういうことと、逆に森林というところが山の保持をするのが大変だという地権者さんとの間でどうしても、人の弱いところと人の強いところが合致してしまって、弱いところの森林にお金を生んでしまう太陽光がつくられてしまうという、そういうある意味、環境にとって、我々は再生可能エネルギーは推進したいんですけども、一方でそのような乱開発ということが起こってしまう悪循環が起きているというのは事実でございます。

一応、国のほうでもFIT法は改正をしております、以前の乱開発についてもかなり、みずから乱開発にならないような制度を設けておりますけれども、なかなかそれでもおさまっていないという

現状がございまして、ただ一方で、大規模な固定買い取りについては、もう入札制度に移行するという事で、余りお金のなうまみというのが今後無くなっていくというようなこともございますので、じゃこのような乱開発が未来もずっと続くかということ、かなりここの部分は沈静化されるのかなという感じを受けております。ただ一方で、農地とかにある景観の問題もありましたけれども、太陽光についてはまだ固定買い取りというのは続いていきますので、こちらについてはなかなか減らない可能性が高いのかなというふうには思っています。

いずれにしても、農業行政と極めてかかわりの深いところでございますので、県の環境部としても農林行政と密接に連絡をとりながら、この問題については市町村と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

宮崎（善）委員 ありがとうございます。特に太陽光の関係は今まで森林で、特に山林の部分ですけれども、太陽光が開発されると山肌が見えて非常に、特に大雨、台風とかのときにはやはり近隣住民も大分不安になって、特に埼玉県内でも土地のプロカーみたいなのがいるみたいで、ある程度狙い撃ちでそこがどんどんなるというところもあるらしいので、またそういったところもいろいろ各自治体のお話は聞いてほしいなというふうに思います。

それと、さっき森林環境税の話が出ましたけれども、これは県の町村会でもいろいろ議論が出たんですが、じゃ森林が多いところにお金が多く来るかといったらそうじゃないんですね。人口比もあるじゃないですか。ですから、多くのところが基金で積んで木質化とかの利用のときに充てようかという、なかなか森林を管理するような財源にまでちょっといかないかなという部分もあるんですけれども、今後、先ほど言ったように森林の保全とか、そして活用方法についてはいろいろ、今それぞれの自治体と意見交換をしていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

小川会長 泉委員、お願いいたします。

泉委員 お世話になります。先ほどのカラーのページの中で、地球温暖化の進展による異常気象の増加という項目が書かれていますけれども、埼玉県の昭和50年と平成26年の土地利用を比較しますと農業の用地が36%、森林が約7%強、減少しております。そこから私が考えることの一つは、やはり食生活への危機ではないかなと思います。埼玉県は人口密度が高いところですが、ところが食料自給率は下から4番目なんですね。大阪と東京が1%、神奈川2%、埼玉県は10%の食料自給率です。これをもう少し高めていかなければ、これから日本を取り巻く異常気象がいっぱい起こっている影響の中で、作物の生産高が減少して生産危機のリスクが増大するという、あるいはもう一つは、多くの人の絶滅のリスクが増大するという2つの課題が出てくると思います。

地球温暖化に対する取組ということで、要は人口の増加とともに食料の量が増えておりますけれども、異常気象と地球温暖化の影響で今後十分な量がとれなくなる可能性もあります。日本は食料をほとんど輸入に頼っておりますけれども、できる限り自分の国で生産することが必要ではないかなと考えます。特に埼玉県は自給率をアップしなければいけないところだと考えております。そんな取組を今後どのようにしていくかということ。やはり家庭等に食べ残しが多いとか、簡単なことから、産地のものをたくさん食べるとか、そういったいろんなことの取組を行政と市民とで協力していかなければ

ば、今後埼玉県として生きていくにはやはり自給率をアップするということが一番大切ではないかな。これが実は地球温暖化にやはりつながっていくと考えます。

以上です。

小川会長 ただいまの御意見にもコメントがあればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

安藤環境部副部長 環境部副部長でございます。貴重な御意見ありがとうございました。

今のお話、いろいろな環境分野の課題、多岐にわたっていたかと思います。大きく私の頭の中で考えますと、1つは環境教育といいますか、環境学習といいますか、そういった部分で例えば食べ残しの関係ですとかそういう食べ物を大事にする、それから廃棄物のほうの減量にもつながるというようなお話にもつながるかなというふうに思っておりますし、また、お話の中で食品ロスの問題ですね。

それからあと、もう一つが地球温暖化の部分での憂慮というお話だったかと思います。これに関しましては、特に農産物の生産性が下がるというような御意見だったのかなと思いますけれども、これにつきましては、十分かどうかはあれですけれども、地球の高温化に従いまして埼玉県のほうでも特に米の生産のほうがかなり時々、特に暑い年には白未熟粒というような形で、白化した米が出てくるというようなことが危惧されているところでございます。そういった中で、暑さに耐えられるような米を作るといったような開発も農林部のほうで進めておまして、そういった暑さはある程度所与のものという中での適応というようなものにつきましても、環境部としてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、また現に、十分かどうかはあれですけれども、一步一步進めているというような状況でございます。

また引き続き、しっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、御指導のほうをよろしくお願いいたします。

小川会長 よろしいですか。

ほかに環境部署から何かコメントは、よろしいですか。

それでは、小島委員、お願いいたします。

小島委員 すみません、9番の森林の整備と保全のところに関してなんですけれども、先ほども整備で植林ですとか、間伐ですとか進めていらっしゃるということで、それは理解したんですが、やっぱりそのときに立ち行かなくなった林業の山をどういうふうに再生していくかということで、そういうところはやっぱりもともとあった広葉樹を植え直すとか、そういった視点も大事なのではないかと思えます。また、みどりの基金で先ほども雑木林の整備ですとか、また森林の間伐などに使っているということでしたけれども、もともとある良好な自然環境を買い取るということも、基金の大切な使い道ではないかと思えます。どんどん山がソーラーになっていったりというところを未然に防ぐ上でも、そういったみどりの基金の活用の方法をしていただきたいと思います。

小川会長 ただいまの御意見に関して、何かコメントがあればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

吉田農林部森づくり課主幹 森づくり課でございます。先ほどの森林の整備ということで立ち行かない山の話がありましたけれども、今まで林業を続けていたところも、だんだん山奥になって林業従事者も減っていくという中で、どうしても手が入らないところが出てくる。また、森林所有者の関心

が薄くなってきて、相続が多くなってきて都市部に住む方々も多いということで山に関心が薄れる中で、そうした全く手の行き届かないところを中心に、みどりの基金でやってきたところでございます。今後は、そういったところは人工林ということでなくて、例えばそこに広葉樹を混ぜるなりして、いずれは手のかからない山づくりというものも進めていきたいというふうに考えております。また、今年度から法律ができて森林経営管理法という法律なんですけれども、こちらのほうは森林所有者の方々が手入れができないということであれば、今度は市町村が受けて、市町村が管理していくというふうな整備手法も始まったところでございます。こういった基金も初め、こういった法整備もあわせながら森林の整備・保全をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

小川会長 はい、どうぞ。

星みどり自然課副課長 みどり自然課です。先ほど、みどりの基金を使って貴重な緑地を守っていくというお話をいただきました。現在もみどりの基金を活用しまして、貴重な樹林地を市町村と共同で効率化していくという事業を進めております。なかなか県と市それぞれで折半するような形になっておりますので、市町村側の負担もあるということですから、市町村側のほうの手を挙げていただくという形の必要があるんですけれども、こちらのほうも今後とも市町村と協力していきながら、県の貴重な樹林地を守っていくような方向で取組を進めてまいりたいと存じます。

小川会長 はい。それじゃ田上委員、お願いいたします。

田上委員 田上です。先ほど宮崎委員がお話しいただいた内容を、私もちょっとお話しさせていただきたいです。太陽光発電についてです。日高市議会の記事を私も読ませていただきました。やはり大規模な太陽光施設をつくるということに関しては、規制なりいろんな条件を課すということは必要だと思えます。

あと、先ほどお答えされていたように、被災地で太陽光発電が役に立っているというお話がありました。それは私も初耳で、台風の影響で太陽光パネルがめくられて火災になっている写真を見ました。家庭用の屋根に乗っているぐらいの面積の太陽光パネルでは、コンセント1個動くか動かないかぐらいだというのが、私が何年前かに聞いたお話ですので、よほど進んでいなければ、メガソーラーがそういう役割を果たすのかどうかは別にしても、太陽光発電というのは環境を語るこういう場所では少し考えを改めたほうがいいんじゃないか、もしくは条件を課すべきじゃないかなというのが、ここで話されるべきじゃないかなと思いました。

それと、先ほど保倉委員から減災という言葉が出たんですけれども、私たちの生活はいかに電気に依存しているというのを、千葉の今の被災状況から感じ取るべきじゃないかと。電気に頼り過ぎた生活をしているがゆえに、被災したときには電気が復旧されるかされないかがいろんなところに影響しています。水をくみ上げられない、電気がないから。電柱が倒れたことで起きる問題がこれほどまでにという意味では、埼玉県は恵まれている場所なんじゃないかなと思います。千葉の被災した人たちというのは、山だの川だの海だのに囲まれていてすごい狭い場所にいます。環境整備でいかに被災しないようにできるのが大切だと感じています。

それから、倒木についてです。健全な自然の木が台風で倒れるということはほとんどありません。

昨年、台風によって大阪でたくさん木が倒れましたけれども、ああいうのから見てわかったことというのは、インフラの整備で木の根っこが痛めつけられたんです。インフラを整備するに当たって、既存の木の対処の仕方として、専門的な知識を持った人の意見をもとに木を取り扱っていないことが倒木につながっていると思います。倒れる木はほとんど根っこが痛めつけられていて、木が簡単に倒れた印象を持たれる人がいるかもしれませんが、木は簡単には倒れません。台風でも地震でも自然の健全な木は倒れません。

なので、地下はそういうことになっている。例えば掘削して道路をつくる。いろんなものをつくるときに木の根を痛めていないかと。今ある既存の木の根元がきちんとした土壌が確保され、根が痛めつけられていない状況なのかどうかというのを点検すれば、台風での倒木というのはもっと都心部では防げると思いますので、今言ったように倒木の問題が木を切ってしまうという問題になるとしたら、その前に木の扱い方を改める必要があると思います。

小川会長 よろしいですか。

ただいまの御意見について、もし何かコメントがあればお願いしたいと思います。

石塚エネルギー環境課長 エネルギー環境課です。まず、太陽光のお話が出ました。これについてお答えを申し上げますが、確かに太陽光発電は2011年の形式問題審査以降、あるいはエネルギーが原発がとまって逼迫した中で、一方で地球温暖化という問題がある中で、選択肢として再生可能エネルギーを国としても2030年までに22か24%にしたいというような大きな国として目標があって、その中で地方の埼玉県としても、特に埼玉県は太陽光というのは適地ですので、太陽光を中心に再生可能エネルギーを進めているというのが現状でございます。

ただ一方で、本当に急速な太陽光発電施設ができたということで、メリットばかりを打ち出すわけでもなく、先ほど委員の御発言のように、今回の台風でダム湖にフロート式に置いてあったものがめくられてしまって火災になった、あれは今回初めてできた出来事でございます、実はフロート式の太陽光は幾つか随分あるんですけども、ああいうものが火災につながったというのは改めて国としても、それから地方としても認識をしなきゃいけない面が出たのかなというふうに思っておりますので、ここはまた今後の再生可能エネルギーの推進において、こういう災害における対策というのは必要になったという大きな起点になった災害だったのかなという認識を持っております。

一方で、先ほど家庭用の太陽光レベルでは、なかなか電力として使い物にならないんじゃないかという御発言もいただいたところでございますけれども、もちろん太陽光を設置している能力によるんですけども、おおむね設置してある太陽光というのは、3.3キロから4キロワットという太陽光が主に住宅では設置されておるんですけども、実は単純計算で最高の能力を発揮したというふうに仮定をすれば、普通のエアコンぐらいであれば当然稼働しますし、今回の報道であったようなスマートフォンの充電ぐらいというのは、もう基本的に全く問題なくできるものでございますので、もう少し電力としては役に立つ部分があるのかなというふうには思っております。

また、今蓄電池というのが、まだかなり高価ではありますけれども、普及をしております、県も実は補助金を出しておるんですけども、この半年で1,000件の補助金が全部消えてしまうぐらい各家庭が、特に太陽光、もちろん各家庭が蓄電池を導入されています。蓄電池を導入することによって、

日頃晴れた日に自分が家で使わない電気について蓄電池のほうで蓄電をしておりますので、それがまた災害時には使えるというようなメリットもあるような形になっておりますので、今後災害においてそのような活用の仕方もあるのかなというふうに考えております。

いずれにしても、再生可能エネルギーについては、本当にまだここ数年、日本で急速に進んだものなので、メリット、デメリット両面出るとは思いますけれども、今後デメリットを減らしてメリットを多くするようなことで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

小川会長 どうもありがとうございました。

よろしいですか。

田上委員 もう一つだけ。これもちょっと皆さんの耳に入れておきたかったことです。前回の審議会で、太陽光パネルの処分方法が確立していないということについてお話しがありました。依然として太陽光を増やしませんかという業者の問い合わせが結構あります。ろくにパネルの処分の仕方確立していないのに、よくそういうものが売り込めますねと私が業者の人に言ったときに、『大丈夫です、行政が何とかしてくれますから』って太陽光を売り込んでいる営業マンが言っていますので、そういう話を聞くと、やはりそうやって行政が後で何とかしてくれるなんて言いながら売っている人がいると、ちょっとそういうふうな人たちはいなくなってくれたほうがいいと思いますので、そういうことがあるというのも皆さん知っていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

小川会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。

山井産業廃棄物指導課長 それでは、産業廃棄物指導課です。

太陽光パネルリサイクル、処分に関しましては、これから大量に排出されるということもあって課題だというふうに認識しています。今のところ、処理としては破碎して最終処分とかということが多く中で、それを全て行政がやってくれるよみたいな話をする業者というのは、まさにお金に目がくらんでいるみたいなところが多いと思いますので、今後はそういうところがないようにきちんとして行政がもう対応しつつ、業者の皆さんにもそういう理解を進めていただいて、適切なりサイクル等が進むように取り組んでいきたいと考えています。

小川会長 大分時間が予定の時間に近づいてきているんですけども、ほかにどうしてもという形ではございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

それじゃ私のほうから、今いろいろな意見をたくさんいただきましたので、なかなかそれを全部まとめるということ、ある意味では難しいんですけども、ただ、この基本計画そのものが33年が一応一つの目標の年になっていると思います。あと3年ぐらいの時間ですね。それで、今日見させていただいた中では、30年のところの数字を見たのに対して33年ということ考えたときに、まだ大分開きがあって、結構しっかりした対策を打たなきゃいけないなというような部分も大分あったように見えておりますので、そういった部分がある意味で33年度に着実に実現できていけるように、今日もうかなりいろいろな御意見をいただいていると思いますので、それを是非生かしていただければというふ

うに思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、よろしいでしょうか。これで本日の審議会の議題は全て終了した形にさせていただきたいと思いますが、最後に、委員の皆様の方から是非御発言になりたいということがあればお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、令和元年度の第1回環境審議会の議事を終了したいと存じます。

本日は御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

司会（宮原） 皆様、ありがとうございました。

本日の環境審議会の内容につきましては、議事録及び議事資料を県のホームページに掲載させていただきます。

また、次回は令和元年11月頃に予定しております。

以上をもちまして、令和元年度第1回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

午後3時30分閉会